

## 通学路のブロック塀などの撤去に助成

市は、小中学校の通学路に面するブロック塀などの撤去に対し、費用の一部を助成します（令和6年3月末で終了予定）。大規模地震によるブロック塀などの倒壊事故を未然に防止するため、ぜひご活用ください。



- ◆ **申込** / 6月1日～12月28日に、建築指導課で配布の事前相談書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ持参
- ◆ **問合せ** / 同課（☎47-8436）へ

対象者	対象工事	助成額	募集件数
ブロック塀などの所有者または管理者	◇対象となる塀 市内にある高さ1m以上のコンクリートブロック造、石造、れんが造などの塀で、小中学校の通学路に面しているもの ◇対象となる工事 対象となる塀などを撤去する工事	「撤去工事費の2分の1」の額、または「撤去する塀の延長（m）×1万円」の額のいずれか少ない額 【上限20万円】	30件

## 地震に備えて！ 耐震診断などの助成制度

市は、耐震診断や耐震改修などに対して費用の全額または一部を助成します。大規模地震による被害を抑えるため、ぜひご活用ください。

- ◆ **申込** / 6月1日～12月28日に、建築指導課で配布の申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ持参
- ◆ **問合せ** / 同課（☎47-8436）へ



事業区分	助成対象	助成額	募集件数
木造住宅	耐震診断	無料 【費用は全て市が負担】	50戸
	耐震改修設計	費用の1/3以内 【上限10万円】	1戸
	耐震改修工事	耐震補強の構造評点などにより異なります 【上限110万円】※	5戸

※構造評点0.7の改修の場合の上限は84万円

## 審議会などの傍聴ができます

障がい者の暮らしを支える協議会		担当：障がい福祉課（☎47-7162）
5/31（月）	13:30～15:00	市役所8階 大会議室
・令和3年度 協議会各分会の年間計画について ほか		

## 春の叙勲・褒章

政府から、令和3年春の叙勲・褒章の受章者が発表されました。市内在住者では、次の皆さんが栄誉に輝きました。

- ▶ **叙勲**
  - ◀ **瑞宝小綬章** ▶ 浅野裕司氏 元公立高等学校長／教育功労  
岩田博氏 元関東信越国税局課税第2部鑑定官室長／税務行政事務功労  
田村弘司氏 元公立高等学校長／教育功労
  - ◀ **瑞宝単光章** ▶ 桐山玉造氏 元大垣市消防団副団長／消防功労
- ▶ **褒章**
  - ◀ **緑綬褒章** ▶ ボランティアグループ「すいとびー」／社会奉仕活動功績
  - ◀ **藍綬褒章** ▶ 五島寿美子氏 元鉱工業動態統計調査員／統計調査功績  
高橋和子氏 元民生・児童委員／社会福祉功績



## 都市計画用途地域などの変更に係る案の縦覧

市は、河間町地域内における都市計画用途地域の変更・都市計画準防火地域の変更に係る案の縦覧を行います。

縦覧期間中、市に意見書を提出することができます。

※ **とき** / 5月24日（月）～6月7日（月）の平日 午前8時30分～午後5時15分

※ **ところ** / 都市計画課

※ **問合せ** / 同課（☎47-8694）へ

## 大垣警察署からのお知らせ ～横断歩道は歩行者優先！！～

大垣警察署では、横断歩道利用者の安全確保のため「横断歩道取締り隊」を結成し、管内の通学路などの交差点で、取締りなどを実施しました。

横断歩道に近づいた場合、車は停止できる速度で進行する義務があり、横断者がある場合は必ず停止して、横断者を通行させなければいけません。

歩行者は、横断歩道の付近で

## 経済センサス活動調査にご協力を

国は、6月1日現在で「令和3年経済センサス - 活動調査」を実施します。これは、全国のすべての事業所および企業が対象になります。

調査票は、事業所および企業の規模に応じて国から郵送されるか、調査員により5月20日以降に配布されます。

回答は、インターネットまたは郵送にて、ご提出をお願いします。

詳しくは、行政管理課（☎47-8241）へ。



は必ず横断歩道を渡りましょう。

## 道路事故防止のための情報提供

市は、市道の維持管理の一環として道路パトロールを行い、道路の不具合箇所の早期発見に努めています。

道路に空いた穴や、側溝の蓋割れ、カーブミラーの向きずれなどを発見された場合は、道路課（☎47-8634、e-mail: douroka@city.ogaki.lg.jp）へご連絡ください。

## 吹付けアスベスト 調査や除去などに助成

市は、アスベストによる健康被害を防ぐため、市内のすべての建築物（取り壊し予定も含む）を対象に、吹付けアスベストの含有調査や除去工事の費用の全額または一部を助成します。

吹付けアスベストの使用が疑われる箇所を発見した場合は、早期に調査を行い、アスベストが含まれると判明した場合は、除去工事をご検討ください。

- ◆ **申込** / 6月1日～12月28日に、建築指導課で配布の申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課へ持参
- ◆ **問合せ** / 同課（☎47-8436）へ

事業区分	助成対象※	助成額	募集件数
アスベスト含有調査に要する費用	①延べ面積が1,000㎡以上の建築物	費用の全額 【上限25万円】	1件
	②延べ面積が300㎡以上の集会所、ホテル、旅館、飲食店、物販店舗など		
	③住宅（附属車庫、附属物置は除く）		
アスベスト除去などに要する費用（代替材の施工費用などを含む）	すべての建築物	費用の2/3以内 【上限200万円】	1件

※助成は、次に該当するものが対象となります。

- ・申請前に、市職員による現場確認を実施したもの
- ・含有調査は、建築物石綿含有建材調査者が実施する調査によるもの
- ・除去工事などは、建築物石綿含有建材調査者による計画に基づくもの
- ・令和4年1月31日までに事業が完了するもの